

議案第 1 号

令 6 建 築 指 導 第 278 号
令和 6 年（2024 年）7 月 18 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県山陽小野田市大字山野井字穴角 11878 番 4 の一部、11878 番 7 の一部 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 指定なし |

2 設 置 者 山口県山陽小野田市大字西高泊 602 番地の 3 有限会社安部運送 代表取締役 安 部 宏 明

3 用 途 産業廃棄物処理施設（工作物）

4 敷地面積 2,992.30 m²

5 処理能力 破砕処理施設 : がれき類 2,694 t / 日

6 周囲の状況

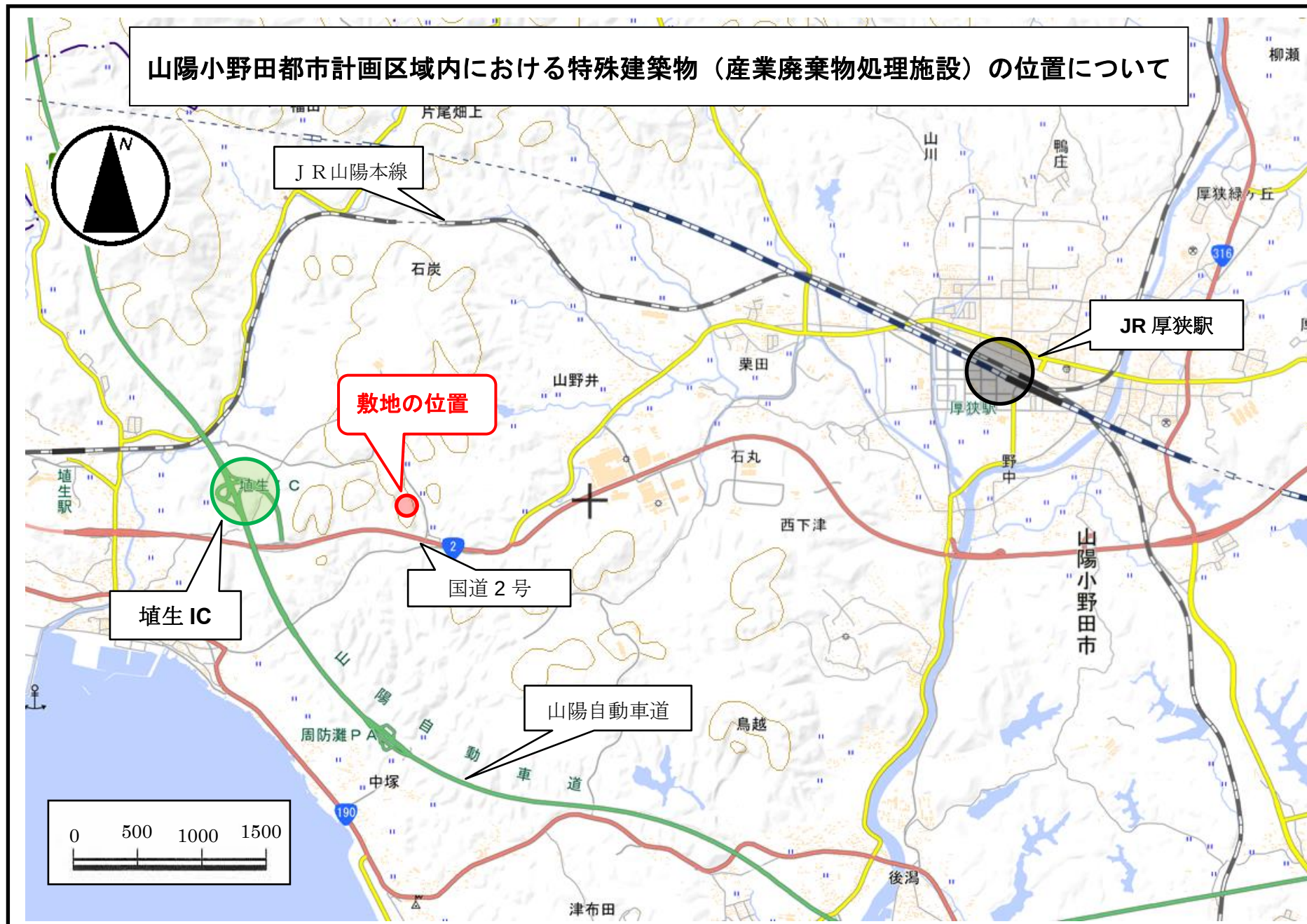
当該施設の敷地は、JR 山陽本線 厚狭駅から西側に直線距離で約 4.5 キロメートル、山陽自動車道「埴生インター」から東側に約 1.0 キロメートルの距離に位置し、周囲は山林に囲まれた場所にあります。

7 諮問の理由

当該施設は、がれき類等の破砕処理を行う産業廃棄物処理施設です。破砕処理されたものは、再生材として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 88 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について



山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について



敷地の位置

敷地は、市道談合道久保線に接しており、周囲は山林に囲まれています

敷地の位置

市道談合道久保線

国道 2 号

